

令和6年9月 日光市農業委員会総会議事録

日 時 場 所 令和6年9月20日 午後2時 日光市役所本庁舎会議室

出席農業委員	11名	
	1番 川村耕一	2番 沼尾綾乃
	3番 池田雄一	4番 阿久津一男
	5番 川村光代	6番 渡邊毅
	7番 小池毅	8番 手塚幸子
	9番 神山守	10番 佐藤修一
	11番 吉原浩之	
欠席農業委員	なし	
出席推進委員	17名	
	12番 大嶋明男	13番 秋元光藏
	14番 北山隆	15番 伏木俊夫
	16番 大島一比古	17番 酒主学
	18番 福田重勝	19番 星野由紀夫
	20番 福田正明	21番 佐々木俊久
	22番 大貫宣秀	23番 西巻光次
	24番 福田浩一	26番 大島昭吾
	27番 村上隆	28番 富田順子
	29番 青木容子	
欠席推進委員	25番 福田隆夫	
傍聴人	なし	
事務局	局長 川村賢一郎	係長 吉澤喜代子
	主査 鶴見英明	副主幹 永吉和彦
		副主幹 佐藤達起
農業公社	局長 常盤紀生	

第1	—	議事録署名人の指名
第2	—	会期の決定
第3	報告第19号	農地法第4条の規定による許可書の交付について
第4	報告第20号	農地法第5条の規定による許可書の交付について
第5	報告第21号	農地法第18条（通知）について
第6	議案第57号	農地法第3条の規定による許可申請について
第7	議案第58号	農地法第5条の規定による許可申請について
第8	議案第59号	非農地証明願について
第9	議案第60号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
第10	議案第61号	農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について
第11	議案第62号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について
第12	議案第63号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について

局 長	それでは、日光市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長を議長として会議を進めてまいります。よろしくお願いいたします。 はじめに、本日の出席委員は、農業委員11名全員の出席であります。 農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしております。
-----	---

小 議 局	池	毅 長 長	すので、本総会は有効に成立しております。 推進委員の福田隆夫委員から欠席する旨の届出があり、推進委員につきましては18名中17名の出席でございます。 なお、本日の傍聴人は、いらっしゃいません。 ただ今から、令和6年9月 日光市農業委員会総会を開会いたします。 本日の議事日程について、事務局長が朗読いたします。 （ 議事日程を朗読 ）
議		長	日程第1「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人については、私、議長において指名したいと思います。8番 手塚幸子委員、9番 神山守委員を指名いたします。よろしくお願いします。
議		長	日程第2「会期の決定」を行います。 本総会の会期につきましては、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 （ 「異議なし」との声あり ） ご異議なしと認めます。 よって、本総会の会期は、本日1日限りとすることに決めます。
議		長	日程第3、報告第19号「農地法第4条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。 （ 佐藤副主幹挙手 ）
佐藤副主幹			はい、佐藤副主幹。 総会資料1ページをお開き下さい。 報告第19号「農地法第4条の規定による許可書の交付」についてご説明いたします。 先月の4条申請案件については1件ございました。許可書につきましてはこちらの1件について交付しております。申請人、土地の所在等は資料のとおりです。総会審議日は令和6年8月21日、許可日及び指定番号につきましては令和6年8月21日付日農委指令第4－2号で許可書を発行しております。以上です。
議		長	以上、報告ではございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。 （ 「なし」との声あり ） ないようですので、次に移ります。
議		長	日程第4、報告第20号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。 （ 佐藤副主幹挙手 ）
佐藤副主幹			はい、佐藤副主幹。 総会資料2ページをお開き下さい。 報告第20号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。 先月許可書を交付しました5条申請案件は5件ございました。譲渡人、譲受人、土地の所在等は資料のとおりです。5月の総会にてご審議いただきました案件につきましては、都市計画法の開発許可と許可日を揃えたため8月の許可となっております。そして8月の総会にてご審議をいただきました案件が4件となります。総会審議日は令和6年5月21日及び8月21日です。許可日は

		5月の1件が令和6年8月5日。8月の4件が令和6年8月21日となります。指令番号は日農委指令第5-24号から第5-28号で許可書を交付しております。以上です。
議	長	同じく報告ではございます。ご質問等ございましたらお受けいたします。 (「なし」の声あり) それでは、次に移ります。
議	長	日程第5、報告第21号「農地法第18条(通知)について」を議題とし、事務局の説明を求めます (永吉副主幹挙手) はい、永吉副主幹。
永吉副主幹		報告第21号「農地法第18条(通知)について」ご説明いたします。 総会資料は、4ページから15ページとなります。 本案件は、農地法第18条第6項の規定による通知があったことの報告となります。貸人・借人の住所・氏名及び土地の表示、解約理由等は資料のとおりです。件数は16件で、申請番号1番が農業委員会扱いの利用権の解約、2番から16番が市農業公社扱いの利用権の解約となります。なお、今回の解約案件の2番の一部、8番、10番から16番につきまして利用権の設定が予定されています。以上ご報告いたします。
議	長	同じく報告ではございます。ご質問等ございましたらお受けいたします。 (「なし」の声あり) それでは、次に移ります。
議	長	日程第6、議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 今月の現地調査は、遊休農地対策部会が担当しております。はじめに手塚部会長から全体の説明をお願いいたします。 (手塚委員挙手) はい、手塚部会長。
手塚委員		今月は遊休農地対策部会が担当し、9月18日に2班体制で現地調査を行いました。 第1班は阿久津一男委員、大島一比古委員、村上隆委員が担当しました。第2班は私手塚、大貫委員、小池会長が担当しました。 案件の担当は、農地法第3条の1番 大貫委員、2番 大貫委員、3番 村上委員、4番 村上委員、5番 村上委員です。次のページの農地法の第5条の規定による許可申請についての担当は、1番 大島委員、2番 大島委員です。続きまして、非農地証明書については、1番2番3番とも大貫委員です。非農地1・2・3番は関連がございますので一括して大貫委員が担当します。4番 阿久津委員、5番 私手塚、6番 阿久津委員。続きまして、相続税の納税猶予に関する適格者証明書については、私手塚が担当します。よろしくをお願いします。
議	長	ありがとうございます。 それでは、番号1番について担当委員の報告を求めます。 (大貫委員挙手) はい、大貫委員。
大貫委員		総会資料16ページの議案第57号の1番を担当しました。 本申請は、日光市針貝地内において、売買を目的とした3条申請です。

		申請人、申請地等については資料のとおりです。 案内図による説明。申請地は針貝地内、案内図の上のほうに日光市リサイクルセンターがありますが、南へ約760メートルに位置しています。 公図による説明。登記簿地目は原野、現況は田です。 譲受人は、農地を適切に管理し、家族2人で水稻を作付けしております。購入後は水稻の作付けを予定しております。利用権設定はありません。なお、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。 写真の説明。全体が広くて撮影できなかったのですが、南側の道路の方から撮影したかたちで、まもなく刈取作業ができるような状態で、田も良好な状態でありました。以上です。
議	長	ありがとうございます。 次に、現地調査後の検討・協議の結果について、部会からの報告をお願いします。
		(手塚委員挙手)
手 塚 委 員		はい、手塚部会長。 ただ今の説明によりまして、部会での話し合いにより許可相当と思われますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。
議	長	報告並びに現地調査後の部会報告も終わりました。 ここで、遊休農地対策部会以外の皆様方のご意見・ご質問をお受けいたします。
		(川村耕一委員挙手)
川 村 耕 委 員		はい。川村耕一委員。 今、作付けしてあるのは、受人の方が作っているかたちですか。
大 貫 委 員		渡人が、現在、作付けしている状態です。
川 村 耕 委 員		わかりました。
議	長	他にご質問ございますか。 ないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(全員挙手)
		挙手全員であります。 よって番号1番は原案のとおり許可することに決しました。
議	長	続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。
		(大貫委員挙手)
大 貫 委 員		はい、大貫委員。 引き続き、16ページ議案57号の2番を担当いたしました。 本申請は日光市大室地内において、売買を目的とした3条申請です。 申請人、申請地等については資料のとおりです。 案内図の説明。案内図の上の方に針貝公民館があります。針貝公民館から南へ約560メートルに位置しております。 公図の説明。今回の3条の売買については2筆、こちらの道路は、県道大沢大桑線になります。1筆は、この道路の反対側、全体に撮れなかったのですが、こういったかたちの農地になります。譲受人は所有農地を適切に管理し、家族2人で水稻を作付けしております。購入後は水稻、あるいは畑の作付けを予定しているそうです。また、2つとも利用権設定はありません。

議	長	なお、農地法第3条第2項に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 次に、現地調査後の検討・協議の結果について、部会から報告をお願いします。
手 塚 委 員		(手塚委員挙手) はい、手塚部会長。 ただ今の説明により、部会での審議としては、許可相当と思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	報告ならびに現地調査後の部会報告が終わりました。 ここで、遊休農地対策部会以外の皆様のご意見・ご質問等をお受けいたします。 (「なし」の声あり)
議	長	それでは質疑を終結し、採決いたします。 番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手) 挙手全員であります。 よって、番号2番は原案とおり許可することに決しました。
村 上 委 員		続きまして、番号3番について担当委員の報告を求めます。 (村上委員挙手) はい、村上委員 私は総会資料16ページ、議案第57号の3番を担当しました。 この申請は、日光市千本木地内において、売買を目的とした3条申請であります。 申請人、申請地等につきましては、資料のとおりです。申請地は千本木地内。東原中学校から南西へ400メートルに位置しております。登記簿地目は畑、現況は田です。5筆の申請になります。
議	長	譲受人は耕作地を適切に管理し、家族1人で稲作を作付けしております。なお、利用権はありません。申請地は、譲受人宅の近くであり、購入後は稲作の作付を予定しております。現在は、5筆とも作付はしてありません。去年は作ったと思いますが、草もそんなに生えていないし、管理はしてあると思いました。この下に田川が流れておりまして、その田川からポンプアップして水を利用しているようです。 なお、農地法第3条第2項に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。 ありがとうございます。 次に、現地調査後の検討・協議の結果について部会から報告をお願いします (手塚委員挙手)
手 塚 委 員		はい、手塚部会長。 見るからに低そうですけれど、川からの水を上げて田を作るということなので、許可相当と思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。 ここで遊休農地対策部会以外の皆様のご意見・ご質問をお受けいたします。 (「なし」の声あり) それでは質疑を終結し、採決いたします。 番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

議 長	(全員挙手) 挙手全員であります。 よって、番号3番は、原案のとおり許可することに決しました。
議 長	続きまして、番号4番について、担当委員の報告を求めます。 (村上委員挙手) はい、村上委員。
村 上 委 員	私は総会資料17ページ議案第57号の4番を担当しました。 本申請は、日光市千本木地内において、売買を目的とした3条申請です。 申請人、申請地等につきましては資料のとおりです。 案内図による説明。申請地は千本木地内東原中学校から南西へ400メートルに位置します。 公図による説明。この辺に東原中学校があつて、ここに例幣使街道が通っています。この道をまっすぐ上がっていくと、高速道路今市インターの入口になります。申請地は1筆でございます。 登記簿地目は原野、現況は田です。周りは全部田になっております。譲受人は耕作農地を適切に管理し、1人で稲作を作付しています。利用権はありません。申請地は譲受人の耕作地の近くであり、購入後は稲作の作付を予定しております。 なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	はい、ありがとうございます。 次に、現地調査後の検討・協議の結果について部会の報告をお願いします。 (手塚委員挙手) はい、手塚部会長。
手 塚 委 員	今、説明がありましたとおり、周りの土地も買うことによって、自分の土地になるということなので、許可相当だと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。 ここで、遊休農地対策部会以外の皆様のご意見・ご質問をお受けいたします。 (「なし」の声あり) それでは質疑を終結し、採決いたします。 番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手) 挙手全員であります。 よって、番号4番は原案のとおり許可することに決しました。
議 長	続きまして、番号5番について、担当委員の報告を求めます。 (村上委員挙手) はい、村上委員。
村 上 委 員	私は総会資料17ページ、議案第57号の5番を担当しました。 本申請は、日光市千本木地内において売買を目的とした3条申請でございます。申請地は千本木地内、東原中学校から南西へ約400メートルに位置しております。 登記簿地目は畑、現況は田です。2筆になっております。先ほど説明した5

		条の4番の申請した土地とつながっております。 譲受人は耕作農地を適切に管理し、1人で稲作を作付しております。なお、利用権はありません。申請地は、譲受人の耕作地の近くにあり、購入後は稲作の作付を予定しております。 なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	番号5番の報告が終わりました。 次に、現地調査後の検討・協議の結果について、部会から報告をお願いします。
		(手塚委員挙手) はい、手塚部会長。
手 塚 委 員		この場所は、田として作付されておまして、4番の土地に近いためにここを買われたということで、許可相当と思われますので、よろしくお願いいたします。
議	長	報告並びに現調査後の部会報告が終わりました。 ここで、遊休農地対策部会以外の皆様のご意見・ご質問をお受けいたします。
		(渡邊委員挙手) はい、渡邊委員。
渡 邊 委 員		3・4・5に関わってくると思いますが、受人が3番のところは売って、4・5で買うかたちになりますが、遠くを放して近くに集積するという感じと捉えてよろしいですか。
手 塚 委 員		そうです。
議	長	他にご質問ございますか。 (「なし」の声あり) ないようですので質疑を終結し、採決いたします。 番号5番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(全員挙手) はい、挙手全員であります。 よって、番号5番は原案のとおり許可することに決しました。
議	長	続いて、日程第7、議案第58号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、番号1番について、担当委員の報告を求めます。 (大島一比古委員挙手)
大 島 一 委 員		はい、大島委員 総会資料18ページをご覧ください。議案第58号の1番を担当しました。本申請は、日光市平ヶ崎地内において、駐車場を目的として転用する案件です。申請人及び申請地等は資料のとおりです。 案内図による説明。申請地は平ヶ崎地内、今市高等学校から南東へ約500メートルに位置しております。 公図による説明。登記簿地目は畑、現況は雑種地。周囲の状況は、東側は道路、西側は青地を含み畑と山林、南側は道路、北側は山林です。現地には譲渡人、譲受人双方が立会いました。申請地は駐車場に利用する計画で、全て杭打ちがされ確認されました。雨水は敷地内浸透。 現地写真。問題は、白くなっているのは砂利敷きになっていますが、申請がされる前に行われたので、申請の手続きを知らないということで、事務局に受付の時点で始末書が提出されていたようです。しかしながら、ここは農地とし

		て登記簿、今もなお農地台帳が畑になっていますが、第三種農地で全部住宅地になっていきます。こちらは山林で、こちらは道路ということで、市街地の中の農地ということで、申請どおり許可はやむを得ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	次に、現地調査後の検討・協議の結果について、部会の報告をお願いいたします。
		(手塚委員挙手)
手 塚 委 員		はい、手塚部会長。
		駐車場が砂利敷きになってしまっていますが、始末書がついているということで、許可相当と思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	報告並びに現地調査後の部会の報告が終わりました。
		ここで、遊休農地対策部会以外の皆様のご意見・ご質問をお受けいたします。
		(吉原委員挙手)
吉 原 委 員		はい、吉原委員
		今の砂利の件についてお聞きしたいのですが、現時点で、もうすでに車を止めるなどの利用をされているのかどうか。
大 島 一 委 員		我々の現地調査のとおり、道路とフラットで止められる状態です。
吉 原 委 員		わかりました。譲受人がもうすでに何らかのかたちで利用しているという考えでよろしいですか。
大 島 一 委 員		これまでの経緯は問題ないのですが、元々ここに譲渡人の建物があっただけです。過去に解体して登記されてなかったようなので、本来はここに建物がありまして、非農地として申請するのが妥当という話も出たらしいのですが、その建物自体が未登記で、買受人が壊したわけではなくて、元の建主が非農地にするにしましては、建物が建っていたという立証ができないということなので、原点に戻って、登記簿上どおり畑としてスタートして、今回初めて5条申請をするに至ったと。ただし、砂利は入れてしまったということです。
議	長	他に何かありませんか。
		(佐藤副主幹挙手)
佐 藤 副 主 幹		はい、佐藤副主幹。
		以下に説明を補足させていただきます。非農地証明との兼ね合いですが、現時点で建物や構造物がある等農地への復旧が困難な状態で 20 年以上が経過している場合は、非農地証明を対象とさせていただきます。しかし、この案件の場合は 4、5 年前に建物が取り壊され、既に更地の状態になっていたため、農地への復旧が可能な状態となっていました。そのため、今回は非農地証明ではなく、転用の許可の形で手続きを進めるよう話をさせていただきました。
議	長	今、事務局からの説明もありました。
		他に何かご質問ございますか。
		(神山委員挙手)
神 山 委 員		はい、神山委員。
		図面の 482 番地と 483 番地の間、その三角はどういう位置づけなのでしょう。
大 島 一 委 員		私も聞いたのですが、何かのひょうしで一帯の 1 筆で、これは登記上の公図の中にはありません。事務局さん何の表示でしたか。
議	長	(佐藤副主幹挙手)
		はい、佐藤副主幹。
佐 藤 副 主 幹		こちらにつきましては、隣接に、元々平ヶ崎公民館があったということとし

	て、その頃からということですが、公民館が設置された際に、越境するかたちになってしまっていたようです。地権者の中では、そういった行政に貸されていたという認識はあったということですが、今回、このように正確に地図に落としていくとこういった形になったということです。
大島一委員	公図には出てこないですね。
佐藤副主幹	そういったものは出てこないです。
大島一委員	公図にはないので、確かに聞いたら、公共の公民館でフェンスがあったので、公図は無地番なのでおかしいということなのですが、公図は全くないです。1筆です。フェンスがあったので表示したのです。
吉原委員	お隣さんとの接点の問題とか、何かについてはないですか。
大島一委員	全く問題ないです。それは聞きました。こちらの所有者は別の人ですが、申請人として。今、自治会ではこれは個人に売却したらしいです。これは話がついているのですねということで、しっかりした杭があったので、この公図の説明どおりのもので、トラブルは一切ないということです。
吉原委員	わかりました。
議長	他にご質問ございますか。 (「なし」の声あり) ないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手) 挙手全員であります。 よって、番号1番は原案のとおり許可することに決します。
議長	続きまして、番号2番について、担当委員の報告を求めます。 (大島一比古委員挙手) はい、大島委員。
大島一委員	私は、総会資料18ページ議案第58号の2番を担当いたしました。 本申請は日光市瀬尾地内において、駐車場を目的として転用する案件です。 申請人及び申請地等は資料のとおりです。 案内図に説明。申請地は瀬尾地内。県道栗山今市線、瀬尾交差点から北東へ250メートルに位置しております。 公図による説明。登記簿地目は畑、現況は雑種地です。周囲の状況は、東側が道路、西側は青地を挟み山林と畑。南側は道路、北側は山林。道路は本道でつながっています。 土地利用図による説明。現地には賃借人が立ち会いました。賃借人というのは、所有者の息子で、こちらは借主の父が所有する実家で、息子さんが自宅の敷地内で個人で自動車修理業を営業しています。手狭になったので、車の駐車場として利用したく、お父さんとの親子関係で契約書はないですが、諾承契約というやつで、貸します借りますということで、無償で借りるということで、今回は5条申請で雑種地として申請したというものです。 現地の写真。ご覧のとおり先に砂利を敷いてしまったということで、これも先ほどと同じで、本人も深く反省してしまっていて、5条申請で手続きをしなくちゃならないということを理解していなかったなので、すでに事務局に申請と同時に始末書が提出されていきました。こちらは第2種農地、市街地として発展する地内ということで、周囲の農地とか農振地区でも全くありませんし、害を及ぼす影響もないということで、問題ないかと思われまいますので、ご審議のほどよろ

議 長	しくお願いいたします。 ありがとうございます。 次に、現地調査後の検討・協議の結果について部会の報告をお願いいたします。 （ 手塚委員挙手 ） はい、手塚部会長。
手 塚 委 員	ただ今の、ご丁寧な説明によりまして、部会では許可相当と思われますので、よろしくお願いいたします。
議 長	報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。 ここで、遊休農地対策部会以外の皆様のご意見・ご質問をお受けいたします。 （ 川村光代委員挙手 ） はい、川村委員。
川 村 光 委 員	確認ですが、ただ今のご説明で、無償により貸し付けということだったので、これは賃貸借ではなく使用貸借とは違うのでしょうか。
議 長	（ 佐藤副主幹挙手 ） はい、佐藤副主幹。
佐 藤 副 主 幹	先ほど無償という説明がありましたけれども、正しくは賃貸借になります。親子間ということで、契約書を特に交わしていないことですが、一応、賃借料は払うということで約束されているとのことですよ。
大 島 一 委 員	川村委員から質問があったのですが、永年というのがないので、親子間たりとも基本的には民法に並んで60年、借地借家法は該当しないので、駐車場なので60年が一区切りだそうです。さらに永久じゃなくて、また当人同士で、賃貸人同士で借りる借りないが成立すれば、さらに延長ができると。そういう意味では長く延びるようです。永年というのは、そこは区切りがある。60年として解釈してもらえばいいと思います。
議 長	ありがとうございます。 他に何かご質問ございますか。 （ 神山委員挙手 ） はい、神山委員。
神 山 委 員	図面のところに戻っていただきたいのですが、思いっきり手書きだと思いますが、今どき珍しいなと。これをこういう場に持ってきていいものなのかどうなのかというのがあるのですけれども、どうなのでしょう。事務局の認識はいかがか。
大 島 一 委 員	これは、私も過去に経験があるのですが、利用図の場合にはさっきの公図をベースにして、説明だから何百分の1まではないけど、一応、受付の段階で、これで十分かと思えます。あくまでも事業計画なので。このように配置されて、現地調査も確認しまして、このようになっています。
神 山 委 員	なかなか手書きはないので。
議 長	（ 佐藤副主幹挙手 ） はい、佐藤副主幹。
佐 藤 副 主 幹	図面の精度についてですが、一般的に行政書士等が間に入ることが多く、パソコンで作成した図面が多いと思います。ただ、今回は、ご本人が図面を作成しており手書きで作図されていましたが、それをもって受付できませんとすることはできないと判断し受理した次第です。手書きによる図面が駄目だということはありません。ただし、一部を転用するケースのように実測が必要なケースでは適切な図面が必要となります。今回は筆全体を対象としたケースでした

神 山 委 員 議 長	ので、土地利用計画が判断できる図面であれば問題ないと判断しました。 わかりました。 他に何かご質問・ご意見ございますか。 （ 「なし」の声あり ） それでは質疑を終結し、採決いたします。 番号２番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 （ 挙手全員 ） 挙手全員であります。 よって、番号２番は原案のとおり許可することに決しました。
議 長	続いて、日程第８議案第５９号「非農地証明願について」を議題とします。 番号１番・２番・３番は関連しますので、一括して担当委員の報告を求めます。
大 貫 委 員	（ 大貫委員挙手 ） はい、大貫委員。 それでは、総会資料１９ページ議案第５９号、私は１番・２番・３番を担当しました。 本申請は、日光市細尾地内において、宅地として利用しております。願出人・願出地は、資料のとおりです。 案内図による説明。こちらは１番の案内図ですが、国道沿いで、こっちが日足トンネル方面。こちらが細尾。細尾ドームリンクがこちらにあるのですが、西へ５７０メートルに位置しています。 公図による説明。赤く印が付いているところが今回、証明願の１番。それと２番のほうはこちらの〇〇〇番地。そして３番の申請が、証明願がこちらになります。これが関連しておりますので、一括して１番・２番・３番で説明させていただきます。 登記簿地目は３筆とも畑、現況は３筆とも宅地になっております。 土地利用図による説明です。１番はこの真ん中の筆。２番がこちら、３番がこちらになります。現地には願出人の代理人、宿泊施設の経営者、及び、敷地内工事を施工する業者の方が立ち会いました。杭の方は、一部でありましたが、分かりづらかったので、赤白のポールを何カ所か立たせていただきました。 願出地は平成６年から宿泊施設、駐車場、宅地として利用しており、３０年が経過しております。 航空写真の説明。こちらが１番の願出地ですけれども、この両側が今回の証明願の３筆になります。 現地による写真。国道沿いで、こちらに向かうのが足尾方面、日足トンネルの方に向かっていきます。今回の願出地の１番は真ん中の筆で、建物の奥の山林のほうまで続いています。２番が、こちらもやはり山林の方まで続いています。３番の証明願いが、これからまっすぐ。北側のほうから撮影した写真です。もう１つ、これが南西の方から写した写真です。 真ん中の方が先ほど見ていただいた、国道の方からずっと延長してこちらに山林があります。２番の証明願いの方が、これもやはり国道の方までつながっています。３番が、こちらもやはり国道につながっています。 先ほどの航空写真は平成１０年に撮影され、約２６年以上が経過しています。

議	長	以上のことから、証明することに問題がないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 ありがとうございました。 次に、現地調査後の検討・協議の結果について、部会の報告をお願いします。
手 塚 委 員		(手塚委員挙手) はい、手塚部会長。 ただ今の説明で、１・２・３と連番で説明がありましたが、現在まで宅地として利用されていますので、部会での見解としまして、証明妥当と思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。 ここで、遊休農地対策部会以外の皆様方のご意見・ご質問をお受けいたします。 (「なし」の声あり) ないようですので質疑を終結し、採決いたします。 まず、番号１番について原案のとおり、証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員であります。 よって、番号１番は原案のとおり証明妥当とすることに決します。 続いて、番号２番について、原案とおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員であります。 よって、番号２番も原案のとおり証明妥当とすることに決します。 続いて、番号３番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員であります。 よって、番号３番も原案のとおり証明妥当とすることに決します。
議	長	続きまして、番号４番について、担当委員の報告を求めます。 (阿久津委員挙手)
阿 久 津 委 員		はい、阿久津委員。 私は総会資料２０ページ議案第５９号の４番を担当しました。 本申請は日光市日向地内において、理容店敷地として利用しています。願出人、願出地は資料のとおりです。 案内図による説明。願出地は日光市栗山行政センターから東へ３．６キロメートルに位置しています。 公図による説明。登記簿地目は畑、現況は宅地です。 土地利用図による説明。現地には、願出人および行政書士が立ち会い、杭打ちがしてありポール等もありました。願出地は、昭和５３年７月から理容店として利用しており、４６年が経過しています。空中写真がないので、土地家屋証明書により、昭和５３年７月に建築されたことが確認できます。 現地調査の写真。ここが理容店ですが、見てのとおり理容店として利用していますので、以上のことから証明することに問題ないと思われます。ご審議の

議	長	ほどよろしく申し上げます。以上です。 ありがとうございます。 次に、現地調査後の検討・協議の結果について部会から報告をお願いします。 （手塚委員挙手） はい、手塚部会長。
手塚委員		ただ今の説明により、写真を見ると理容店の敷地になっています。部会での検討会では、証明妥当と思われますので、ご審議のほどよろしく願います。
議	長	報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。 ここで、遊休農地対策部会以外の皆様のご意見・ご質問等をお受けいたします。 （「なし」の声あり） ないということなので、質疑を終結し、採決いたします。 番号４番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。 （挙手全員） 挙手全員であります。 よって、番号４番は原案のとおり証明妥当とすることに決しました。
議	長	続きまして、番号５番について、担当委員の報告を求めます。 （手塚委員挙手） はい、手塚委員。
手塚委員		私は、総会資料２０ページ議案第５９号の５番を担当いたしました。 本申請は、日光市土沢地内において、山林として利用しています。願出人、願出地は資料のとおりです。 案内図による説明。願出地は土沢地内。南原小学校から西へ１７０メートルに位置しています。 公図による説明。登記簿地目は畑、現況は山林です。 土地利用図による説明。現地には、行政書士が立ち会い、杭打ちがしてありました。願出地は、昭和５０年頃から山林として利用しており、３８年以上が経過しています。 空中写真による説明。空中写真が添付されていて、昭和６１年には当時も現況であったことが確認できます。 現地調査の写真による説明。大きな木があり、見るからに山でありました。証明することに問題がないと思われますので、ご審議のほどよろしく願います。
議	長	はい、ありがとうございます。 次に、現地調査後の検討・協議の結果について部会の報告をお願いします。 （阿久津委員挙手） はい、阿久津副部会長。
阿久津委員		ただ今の説明により、見るからに山林になっていますので、許可相当と思われますので、ご審議のほどよろしく願います。
議	長	報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。 ここで、遊休農地対策部会以外の皆様のご意見・ご質問等をお受けいたします。 （「なし」の声あり） それでは質疑を終結し、採決いたします。

		番号5番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員であります。 よって、番号5番は、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。
議	長	続いて、番号6番について担当委員の報告を求めます。 (阿久津副部長挙手)
阿久津委員		はい、阿久津委員。 私は、総会資料の20ページ議案第59号の6番を担当しました。 本申請は、日光市千本木地内において、山林として利用しています。願出人、願出地は資料のとおりです。 案内図による説明。願出地は東原中から南西へ約1キロメートルに位置しています。 公図による説明。登記簿地目は畑です。現況は山林になっています。 土地利用図による説明。現地には願出人が立ち会いました。願出地は昭和60年ごろから山林として利用しており、29年が経過しています。 空中写真による説明。空中写真が添付されていて平成7年には山林であったことが確認できます。 現地調査の写真による説明。現在は約60年位の檜が立っており、周りを見てのとおり荒れ地になっています。場所的には木の立っているところと、この手前が山林になっています。 以上のことから証明することに問題がないと思われます。ご審議のほどよろしく願います。以上です。
議	長	ありがとうございます。 次に、現地調査後の検討・協議の結果について、部会の報告をお願いします。 (手塚委員挙手)
手塚委員		はい、手塚部長。 見たとおり畑とはちょっと言い難く、やはり山林になっています。部会では証明妥当と思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。 ここで、遊休農地対策部会以外の皆様のご意見・ご質問等をお受けいたします。 (渡邊委員挙手)
渡邊委員		はい、渡邊委員。 参考までに聞きたいのですが、先ほど57号のところでも出てきたのですが、終活をされているのですか。それとも相続対策ですか。
議	長	(鶴見主査挙手)
鶴見主査		はい、鶴見委員。 事務局でも申請のときに関しましては、そこら辺のところは内容など把握しておりません。
渡邊委員		たまたま私も、わかる土地とかわからない土地とかあるので、余計な質問でした。
議	長	他に何かございますか。 (川村光代委員挙手)
川村光委員		はい、川村委員。 今の質問に対してですが、想像するに、今回、この方3条で農地を取得して

議

長

います。その際に、農地であるところが、例えば、山林とか宅地になっていると、そこを是正してくださいという縛りがあるのです。たぶんこの方は3条で農地を取得するのに、自分では非農地があるということで、非農地証明が出たのかなと思われます。

ありがとうございました。

他に何かありますか。

(「なし」の声あり)

それでは質疑を終結します。

番号6番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

原案のとおり証明妥当といたします。

議

長

それでは、日程第9議案第60号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題とし、番号1番について、担当委員の報告を求めます。

(手塚委員挙手)

はい、手塚部会長。

手塚委員

私は、総会資料21ページ及び22ページ議案第60号の1番を担当いたしました。

本申請は「相続税の納税猶予に関する適格者証明書の証明願」に関する案件です。被相続人、相続人及び納税猶予の特例を受ける農地等は、それぞれの願出のとおりです。この証明は、相続税猶予の特例を受けようとする相続人が、相続の申告期限までに農業経営を廃止し、引き続き農業経営を行うと認められるという証明であります。今回の相続人については、父から相続した農地について農業経営を開始しており、引き続き適切に耕作していく予定です。

案内図による説明。願出地は森友地内及び大室地内で、概ね5カ所に農地が集約されております。1カ所目は、森友公民館から南へ約160メートルに位置し、14筆となっております。

写真の説明。このハウスの中には農機があり、その他の機材が置いてあります。農地には、WCS飼料用の稲が定植されていまして。飼料用の稲です。

2カ所目は、森友公民館から北東へ約330メートルに位置し7筆となっております。

写真の説明。ハウスの前のところと、ハウスの先までずっと続いています。ハウスもトマトの苗がしっかり植えてありました。

3カ所目は、森友公民館から東へ約67メートルに位置し、10筆となっております。

写真の説明。これはソバ畑になっています。白い花がちょこちょこ咲いています。これも飼料用の稲になります。三角の場所は梅の木が植わってました。

4カ所目は、森友公民館から南東へ約1キロメートルに位置し、3筆となっております。

写真の説明。手前の方はまだ青いですが、食用のお米になっています。

5カ所目は、日光市立大室小学校から西へ約600メートルに位置し、5筆となっております。

写真の説明。これもしっかり飼料用の稲が植っていました。奥までずっと続いています。

願出地は合計39筆です。以上のことから、相続人は引き続き農業経営を行

議	長	う意思があり、適格者であると証明することに問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。 ありがとうございます。 次に、現地調査後の検討・協議の結果について部会の報告をお願いします。 (阿久津委員挙手)
阿久津委員		はい、阿久津副部会長。 ただ今の説明により、証明妥当と思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。 議案については、初めてのタイプの議案であります。報告の冒頭、手塚委員からも、相続税の納税猶予に関する適格者証明の主旨の説明があったわけですが、けれども、それに基づいて、これから遊休農地対策部会以外の皆様のご意見・ご質問をお受けいたします。 (「なし」の声あり) ないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 番号１番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員でございます。 よって、番号１番は、原案のとおり証明妥当とすることに決します。
議	長	総会途中ではありますが、ここで休憩をとりたいと思います。 再開は３時３５分を目安に再開いたします。暫時、休憩いたします。 (休憩 午後３時２５分) (再開 午後３時３５分) それでは、総会を再開いたします。 日程第１０、議案第６１号「農業経営基盤強化促進法第１９条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」事務局の説明を求めます。
永吉副主幹		(永吉副主幹挙手) はい、永吉副主幹。 議案第６１号「農業経営基盤強化促進法第１９条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」をご説明いたします。 本議案については「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項」の規定に基づき、日光市が作成した「農用地利用集積計画案」を決定するために審議をお願いするものです。今月は「所有権移転」の案件になります。
議	長	総会資料は２３ページと２４ページとなります。件数は４件、面積合計は９筆で１９、８５０平方メートルとなります。譲渡人、譲受人の住所、氏名及び土地の表示等は申請のとおりとなります。以上の計画の内容は「農業経営基盤強化促進法第１８条第３項」の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。 説明が終わりました。 ご質問等ございましたらお受けいたします。 (「なし」の声あり) ないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第６１号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (挙手全員)

		挙手全員であります。 よって、議案第61号については、原案のとおり決定することに決します。
議 長		続いて、日程第11、議案第62号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。 （永吉副主幹挙手）
永吉副主幹		はい、永吉副主幹。 議案第62号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」ご説明いたします。 本議案については「農業経営基盤強化促進法第18条第1項」の規定による農用地利用集積計画について農業経営基盤強化促進法の基本要項の第9の3（1）の規定により日光市が策定した「農用地集積計画（案）」を決定するために審議を求められています。 総会資料は25ページから38ページになります。件数は22件で、面積合計は76筆で140,452.02平方メートルとなります。 設定をする者（貸人）、設定を受ける者（借人）の住所、氏名及び土地の表示等は申請のとおりとなります。 以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。
議 長		説明が終わりました。 ご質問等ございましたらお受けいたします。 （大島昭吾委員挙手）
大島昭委員		はい、大島委員。 今までもこういうケースが出てきたので、事務局にお伺いしたいのですが、25ページから38ページまでで、25、26、29、32、33、34、37、38ページに載っている方は、4ページの合意解約のところにしてくる方ですが、来年度から農地の貸し借りが、農地バンクを通さなくてはだめだということで、その一環として、農業公社の利用権を解約して、農地バンクにまとめるといふ流れですか。地域集積だと思いますが、土沢のある特定の地域を集積すると。4ページの合意解約の案件が、今言ったページと同じですから、農地バンクを通した貸し借りにするということですか。
議 長		（常盤局長挙手）
常盤局長		はい、常盤局長。 元々の始まりは、場所が土沢インターの東側16ヘクタールで、田川流域の圃場整備で、農地を区画整理事業です。圃場整備事業に関連しまして、担い手への集積・農地集約・作業効率を高める事業でございます。圃場整備にあわせましてバンクを利用しますと、地域集積協力金が入ります。先ほどおっしゃいましたように令和7年4月1日から集積が、基盤法が廃止されバンク。農地法3条の貸し借りは存続します。圃場整備にあわせた集積・集約及び利用権のシステムがバンクになると見越した上でとなります。
大島昭委員		私が思っていたのと同じなので了解しました。
議 長		他にご質問ございますか。 （「なし」の声あり） ないようですので、質疑を終結します。議案第62号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 （挙手全員） はい、挙手全員であります。

		よって、議案第６２号について、原案のとおり決定することに決します。
議	長	日程第１２、議案第６３号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を議題とし事務局の説明を求めます。 （永吉副主幹挙手） はい、永吉副主幹。
永吉副主幹		議案第６３号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づく農用地利用集積計画（案）も意見聴取について」ご説明いたします。 総会資料は３９ページになります。この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定により、日光市が作成した「農用地利用集積等促進計画（案）」について、農業委員会の意見を求められています。当案件は令和元年１２月１日から令和１１年１２月３１日までの期間において、農地バンクをとおして、中間管理権を設定したものにつき、先月借手を変更するにあたり解約が出たもので、新たな借り手へ賃借権を設定するものです。 面積は３筆で、１５、４２０平方メートル、受人の対象者数は１名です。権利を受ける者の住所、氏名及び土地の表示等は記載のとおりです。ご審議をお願いいたします。
議	長	説明が終わりました。 ご質問等がございましたらお受けいたします。 （「なし」の声あり） それでは、質疑を終結します。 議案第６３号について、原案のとおり決定することに賛成する農業委員の挙手を求めます。 （挙手全員） はい、挙手全員であります。 よって、議案第６３号については、原案のとおり決定することに決します。
議	長	以上で、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。 これをもちまして、令和６年９月 日光市農業委員会総会を閉会いたします。 閉会 午後３時４８分